様式第１－２号（第６条第１号関係）

意　見　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年  月日 | 年　　月　　日生  （　　　歳） |
| 氏　名 |  |
| 住　所 |  | | |
| 病　名 |  | | |
| 注意事項等 |  | | |
| 上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、令和６年度山形県若者がん患者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱第３条第３号の要件※に該当するものと判断できる。  　山形県知事　吉村　美栄子　殿  令和　年　　月　　日  医療機関名    医師名（自署） | | | |

※詳しくは裏面をご参照ください。

　必要があるときは、県の担当者から問合せする場合がありますのでご了承ください。

＜参考＞

○令和６年度山形県若者がん患者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱（抜粋）

第３条　この事業の助成対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

(3) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に

至ったと判断したがん患者であること。

※要介護認定における特定疾病の診断基準（以下のとおり）に準じます。

○平成21年９月30日付け老老発0930第２号（最終改定：令和３年８月16日付け老老発0816第１号）厚生労働省老健局老人保健課長通知「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（抜粋）

【定義】

以下の特徴をすべて満たす疾病である。

①　無制限の自律的な細胞増殖が見られること（自律増殖性）

本来、生体内の細胞は、その細胞が構成する臓器の形態や機能を維持するため、

生化学的、生理学的な影響を受けながら細胞分裂し、増殖するものであるが、がん

細胞はそういった外界からの影響を受けず無制限かつ自律的に増殖する。

②　浸潤性の増殖を認めること（浸潤性）

上記の自律的な増殖により形成される腫瘍が、原発の臓器にはじまり、やがて近

隣組織にまで進展、進行する。

③　転移すること（転移性）

さらに、播種性、血行性に遠隔臓器やリンパ行性にリンパ節等へ不連続に進展、

進行する。

④　何らかの治療を行わなければ、①から③の結果として死に至ること（致死性）

【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態（注）にあるもの。

①　組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの

②　組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨

床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像診査

など）等で進行性の性質を示すもの。

注）ここでいう治癒困難な状態とは、概ね余命が６月間程度であると判断される場合

を指す。なお、現に抗がん剤等による治療が行われている場合であっても、症状緩

和等、直接治癒を目的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとす

る。